

館林市 LINE 公式アカウント利用規約

(目的)

第1条 館林市（以下「市」といいます。）が運用する LINE 公式アカウント（以下「当アカウント」といいます。）の利用規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定める。

(適用)

第2条 本規約は、当アカウントを通じて提供するサービス（以下「サービス」といいます。）を利用する全ての方（以下「利用者」といいます。）に適用される。

- 2 利用者は、サービスを利用することにより、本規約に同意されたものとみなす。
- 3 利用者は、本規約に加え、LINE 株式会社が定める規約等を遵守するものとする。

(サービス)

第3条 市が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるとおりとする。なお、利用者から当アカウントへ送信されたメッセージ等に対して、自動応答サービスによる応答を行う場合を除き、市は、原則、個別の回答は行わないものとする。

- (1) 災害時等における災害関連情報及び市民生活に特に影響を与える情報の配信
- (2) 利用者が希望する各種セグメント情報の配信
- (3) 問合せに対する自動応答サービス
- (4) 市ホームページへの誘導
- (5) 各種申請サービスの提供
- (6) 各種予約サービスの提供
- (7) 各種通報サービスの提供
- (8) その他、市が必要と認める情報の配信

(禁止事項)

第4条 当アカウントの利用に関する禁止事項は、次に掲げるとおりとする。なお、市は、禁止事項に該当すると判断した行為について、その利用者に断りなく、必要な措置を講じることができるものとする。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした利用又はこれに類似する行為
- (4) 特定個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (5) 人種、思想、信条等による差別又は差別を助長し、人権等を侵害する行為
- (6) 個人情報等を特定、開示、漏えいする等のプライバシーを侵害する

- (7) 当アカウントと関係のない商品、店舗若しくは企業の紹介又は広報、宣伝等の営利を目的とした行為
- (8) なりすまし、虚偽、著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (9) 通信機能の妨害、情報の窃取又はアクセス等を妨害する行為
- (10) 犯罪行為に類する内容又は犯罪行為を助長する内容を掲載する行為
- (11) LINE 株式会社が定める規約等において禁止とされる行為
- (12) その他、市が不適切と判断した行為

(知的財産権の帰属)

第5条 当アカウントのサービスにおける文章、写真、イラスト又は動画等に関する知的財産権は、市又は市以外の原作者等に帰属する。

- 2 市が提供するサービスについて、利用者は、「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできない。

(免責事項)

第6条 当アカウントの利用に関する免責事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市は、当アカウントの掲載情報の正確性には万全を期しているが、当アカウントの掲載情報の正確性、安全性、有用性等を完全に保障するものではない。
- (2) 市は、利用者により投稿された情報について、一切の責任を負わない。
- (3) 市は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第一者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (4) 市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより発生したいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (5) 市は、上記(1)～(4)の他、当アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (6) 市は、事前に通知することなく当ポリシーを変更することがある。
- (7) 市は、事前に通知することなく当アカウントのサービスを変更又は中止することがある。
- (8) 市は、利用者より投稿された情報をサービスの精度向上及び品質改善のため、運営会社に提供して共有し、使用する。

(個人情報の取扱い)

第7条 市は、個人情報の収集、利用、管理について「個人情報の保護に関する法律」に準じて適正に取り扱うものとする。

(規約の変更)

第8条 本市は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年10月 2日から施行する。